

# 公明党議員団視察報告書

2020年2月14日

貝塚市議会議員 真利一朗殿

参加者 北尾 修  
中山 敏数  
前園 隆博

## ■視察 1日目

東京都八王子市

日時 令和2年1月30日(木) 午後1時～3時

場所 八王子市役所

- 1、面談者 八王子市 障害者福祉課 小池育英 課長  
三谷清人 主査  
濱尾千恵 主査  
市議会事務局 醍醐美紗子 主任
- 2、視察事項「障害者差別禁止条例」の施行状況について

## 【取組み状況】

八王子市が「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」（障害者差別禁止条例）を制定したのは平成23年12月で、施行は平成24年4月です。政令市を除く一般市では初の制定になります。

条例制定のきっかけは、市内の障がい者団体が「八王子障害者の権利を考える会」を立ち上げ、障がい者の権利擁護を高める活動を推進し、平成22年に市議会に対して条例制定の請願書を提出し、全会一致で可決されました。翌23年に「八王子市障害者地域自立支援協議会」を発足し、5月には、「差別禁止条例案検討部会」が設けられ、12月議会で可決成立しました。

条例の内容としては、市、市民、事業者に対し、障がい者に対する差別を禁止するほか、合理的配慮に努めること、差別事案の相談体制を規定しています。

平成28年に国の「障害者差別解消法」が施行されたのを受けて、整合性を図るため条例を改正しました。改正点としては①合理的な配慮の義務化・・・市、市の指定管理者及び市の外郭団体については合理的配慮を義務化。②女性や児童への配慮・・・市が差別をなくすための取組みをするときには、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に十分配慮する旨を条例に明記。③障がい理解教育・・・児童及び生徒の障がい理解教育に教育委員会と連携して取組む旨を規定。④保育の確保・・・障がい者である乳幼児及び児童が、その特性を踏まえた保育を受けることができるよう努める旨を規定。⑤差別の解消のための体制強化・・・「八王子市障害者の権利擁護に関する調査委員会」の体制を強化。

## 【取組み内容】

### ○周知啓発

- ・行政内での周知啓発

年2回（計14回）全職員を対象に障がい理解研修を実施（令和元年度受講者数、市職員247人、指定管理者59人）電動車いす充電対応に関する周知、各種マニュアルの整備

- ・市民等への周知啓発

年1回（計3回）条例周知イベントを開催、27年度からは、「いちよう祭り」に参加し、より多くの市民に周知を図る

障がい理解のためのガイドブック「みんなちがってみんないい」を発行（1500部）29年度からは小学生向けガイドブックを全小学校に配布開始（6500部）

八王子駅周辺を中心に大型商業施設、金融機関、不動産業者や市内の病院を対象とした障がい理解、合理的な配慮等の説明を兼ねた面会によるアンケート調査で周知

市広報誌での特集、宅建協会・民生児童委員など機関誌への寄稿

### ○差別事案解決の仕組み

- ・相談体制

市内5か所の相談支援事業所での相談体制

- ・差別事案の解決の仕組み

1. 調整委員会（委員16名）による対象事案に係る申し立てについての調査審議
2. 情報の交換、協議、情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めること
3. 相談者が何らかの理由で相談を取り下げた場合など、その事案への対応協議及び事実調査に関すること

### ○小学校での障がい理解の授業の実施

教育委員会が指導案を作成（4学年・・・道徳学習指導案、5学年・・・総合的な学習の時間学習指導案、6学年・・・社会科学学習指導案）

全小学校に授業の実施を協力依頼、98.5%で授業を実施（平成30年度）

【感想】単に条例を作って終わりではなく、市を挙げて条例の名前にあるとおり、「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり」を目指そうという意気込みを感じました。条例をつくるにあたり、アドバイスをお伺いしたところ、条例をつくることで様々な施策を事業化しやすくなり、進めやすくなる、そして、大切なことは「足を運んで理解を求めること」であるとのことでした。多くの方々と対話をし、理解の輪を広げることは、すべての政策に通じると思います。



## ■視察 2日目午前

東京都葛飾区 子ども総合センター

日時；令和2年1月31日

時間；9時30分～11時

応対者；忠宏彰氏 / 子育て支援部子ども家庭支援課長

野崎裕子 / 子ども家庭支援課子ども家庭係長

## ★視察内容

### 1. 子ども家庭支援部

育成課、子育て推進担当課、子育て支援課、保育課、子ども家庭支援課、子ども応援課があり、子ども家庭支援課に子ども家庭係、金町子どもセンター担当係、母子保健係、発達相談係がある。

#### \* 子ども家庭係

- 1) 子ども総合センターに関する事
- 2) 児童相談所の設置に関する事
- 3) 子どもの発達障害に係る関係機関との連絡調整に関する事
- 4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する相談支援事業に関する事
- 5) 5歳児健康診査事業に関する事

### 2 職員体制

#### \*子ども家庭係

相談員は13名。関係機関との連携を促進するため、虐待対策コーディネーターとして2名を配置している。

3人が児童相談所の児童福祉司として勤務経験があるため、児童相談所職員との顔の見える信頼関係を築けている。

葛飾区では二つの区域にわけたチーム制となっている。

#### \*母子保健係

母子保健事業、健康部（保健所）の保健師とともに実施。妊婦健診、乳幼児健診、母子保健指導など

#### \*発達相談担当係

保育園、幼稚園、認定こども園の保育者に対する訪問指導など

### 3. 要保護児童対策地域協議会

地域の関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し、連携・協力しながら、子どもとその家庭を支援していくためのネットワーク。

構成機関；児童相談所、警察、民生・児童委員、保健センター、小・中学校、保育園、幼稚園、医療機関、児童福祉施設等

#### 4. 子ども家庭支援センターの活動（その他）

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認作業。

#### 5. 葛飾区取組

##### ① 葛飾区版ネウボラの推進

子育てを取り巻く環境を考慮し、支援を必要とするすべての子育て世代や子ども自身の不安や悩みに応え、寄り添って支援することを目的に、妊娠期から子どもが成人するまでの期間を通して、区の各主管課がいわゆる「リレー形式」のような形で、切れ目なく支援するしくみ

##### ② ゆりかご葛飾

ゆりかご面接 妊娠届出時における保健師の個別面接

妊婦本人や家庭環境を確認しながら、適切な子育て支援サービスの活用を提案。この時点で支援が必要と判断される場合は、子ども総合センターをはじめとする関係機関が連携して対応をおこなう。

子ども総合センターにおいては、「妊娠出産どうしようコール」や「妊娠後期訪問」「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施。また、健康部では産後ケアを実施。

##### ③ 母子保健指導

体罰によらない子育ての実現のため、保護者向け講座実施、親になるための心構えや、育児手技を指導。

- 1) ハローベビー教室
- 2) パパママ学級
- 3) 産後ケア事業

#### 相談室の風景



【感想】；葛飾区はこれまで子育て全般に関する相談を総合的に実施してきました。相談室も写真のように様々な部屋があり相談しやすいように工夫がされています。今回の先進事例を参考に本市での今後の取組みの参考にしていきたいと思ひます。

## ■視察 2日目午後

埼玉県草加市

日時 令和2年1月31日(金) 午後1時～3時

場所 草加市役所第二庁舎

1、面談者 草加市 教育委員会 春日和久 室長

議会事務局 高松光夫 局長

2、視察事項「幼保小中を一貫した草加の教育」について

### 【取組み状況】

少子高齢化、地域社会・家族の変容に伴う個々人の孤立化、グローバル化など、子どもの教育を取り巻く社会環境は大きく変わり、子どもたちの育ちをめぐる、さまざまな課題が生じています。

このような中で草加市は平成24年4月に教育委員会に子ども教育連携室を新設し、平成25年3月に草加市における子ども教育連携の方向性を示す「草加市子ども連携推進基本方針・行動計画」を策定されました。

この基本方針に基づき、市内の各幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校の協力のもと、各園、各学校の交流・連携に大きな広がりや深まりがみられるようになり、基本的な生活習慣の改善及び、学力と学習意欲の向上に継続して取り組む必要性を見出されました。

また、第二次草加市教育基本振興計画「笑顔かがやく草加教育プラン」では、子ども教育の連携・推進を重点施策の一つとされています。

そして、子ども教育の連携についての施策は、関係者が多様で広範囲な事業を一体となって進める必要があるため、第一次の計画期間の終了に伴い、平成28年度を計画の初年度とする「第二次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画」を策定されました。

今後は、市内の各幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校が家庭や地域とも十分に連携を図り、本基本方針・行動計画を着実に実施することにより、「0歳から15歳までの『学び』『心』を結ぶ幼保小中を一貫した草加の教育」を実現し、自ら学び、心豊かにたくましく生きる子どもの育成を目指されています。

### 【基本理念】

0歳から15歳までの「学び」「心」を結ぶ幼保小中を一貫した草加の教育

～自ら学び、心豊かに、たくましく生きる子どもを育てる～

#### ◆幼稚園・保育園・認定こども園

「学び」のめばえとなる遊び（生活） 感動する「心」

#### ◆小学校

各教科等の「学び」 豊かな、たくましい「心」

#### ◆中学校

専門性の高い「学び」 自立に向かう「心」

◎乳幼児期・・・生涯にわたる人格形成の基礎

◎義務教育期・・・「生きる力」を確実に身につける、社会的自立の基礎

■幼保小中を一貫した草加の教育の特徴

- ・施設分離型（ハードではなくソフト面は統一）
- ・学習指導要領等に基づく教育の実施
- ・あくまでも前倒し教育ではない
- ・非認知的能力の育成（ペーパーテストで測れないもの・・・思いやり等）
- ・家庭・地域との連携強化

【感想】

0歳から15歳は多様な変化の激しい社会を生き抜く力の根幹を支える、きわめて重要な時期と捉えられ幼保小中一貫教育を実施されています。

そんな中、自然発生的に広がった幼保小の交流連携「親子見学会 合同研修会、交流給食」や、幼保小中コンサート、合同避難訓練などを開催され、地域との交流も積極的に実施され、15歳になったときには基本理念にあるように『自ら学び、心豊かに、たくましく生きる子どもを育てる』ことを目指されていることに対して大変共感を持ちました。

本市としても、今ある教育現場の中で幼保小、小中の円滑な接続のために、草加の教育方針を参考にさせて頂きたいと思います。

